

9月は「認知症月間」です

令和5年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、9月を「認知症月間」、9月21日を「認知症の日」と定めています。

本市でも、認知症への理解と、本人やその家族への支援の充実をめざし、啓発活動を行っています。

9月21日には、出雲だんだんとまとアリーナ(出雲市総合体育館)でのオレンジライトアップや、一畑電車の車体へのエンブレム設置などの取組を行う予定です。

※オレンジ色は、認知症支援の色

認知症になっても笑顔で暮らせるまちをめざして…

「地域の集まりのある日
に顔を見せないな」
「会話や身なりが以前と
違うな」



あいさつなどで優しく声をかけたり、集まりの日にひと声かけたりするなど、さりげない見守りをはじめてみてください。

道を歩いていて「おや? 認知症かな?」
と思う場面があったら…
「季節に合わない服装で歩いている」
「暗くなっても道端に座り込んでいる」 等



あいさつや何気ない会話で声をかけ、困りごとをたずねてみてください。帰り道がわからないなどの様子があれば、警察へ連絡し、警察が到着するまで見守ってください。

地域や周囲の気遣いによって、認知症の人に限らず、
皆さんが暮らしやすいまちになります

認知症の人やその家族への支援に関する情報などを掲載した「認知症ハンドブック」を作成しています。必要な方は、医療介護連携課までご連絡ください。



おたずね／医療介護連携課 ☎21-6106

放置しないで!

聞こえにくいことが認知症のリスクに? ～「聞こえにくさ」を感じたら、早期受診が重要です～

認知症になると、さまざまな要因により脳の働きが悪くなることで、記憶力や判断力が低下し、日常生活に支障が生じてきます。厚生労働省の調査結果によると、2040年には、認知症になる方が高齢者のおよそ15%にあたる**584万2,000人**(高齢者の6.7人に1人の割合)にのぼると推計されています。

特に、難聴の高齢者は認知症を発症しやすいといわれており、「聞こえにくさ」を放っておくと、周囲との会話が減少することで社会から孤立してしまい、認知機能の低下やうつ状態を引き起こすことがあります。

加齢により「聞こえ」は徐々に低下し、本人や周囲も気づかないまま難聴が重症化していくことが少なくないため、次のことを心がけてください。

- 医療機関で定期的に聴力検査を行いましょう。
- 会話の中で本人や周囲が「聞き返し」「聞き違い」などの「聞こえにくさ」を感じた場合は、**早期受診が重要**です。
- 補聴器を使用している場合、認知症になる方が少なくなることが確認されています。



難聴になっても、周囲の方がゆっくり・はっきり・大きな声で話しかける等の工夫をして、会話を維持していくことは、孤立を防ぐことにつながります。

難聴の方がいきいきと安心して暮らせるよう、ご理解とご協力をお願いします。

おたずね／医療介護連携課 ☎21-6888

子どものオンラインゲームの課金に注意!

スマートフォンやタブレット端末などで、子どもがオンラインゲームをする際、保護者に無断で高額な課金*をするトラブルが増えていきます。

カードの明細などを見て気づくことが多いため、事前の対策が重要です。

※強くなるためのアイテムなどを、保護者のアカウントに登録された決済方法(クレジットカードなど)で購入してしまうこと。



特徴と問題

- 保護者のアカウントでログインし、ゲームをさせている。
- 決済時のパスワードを設定していなかった。
- 子ども自身にお金を使っている感覚がない。



事前の対策

- 子ども専用のアカウントを作成し、「ペアレンタルコントロール機能*」を利用しましょう。
※子どもが使用するスマートフォンやゲーム機などの機能を保護者が管理したり制限したりする機能
- 決済時のパスワードの設定やクレジットカードの保管場所に注意しましょう。
- ゲームの課金のルールを家族で話し合しましょう。

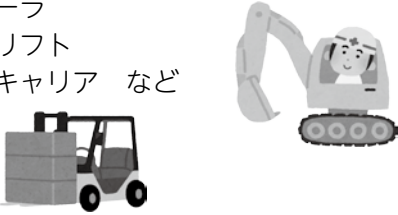
不安に思ったら、生活・消費相談センターにご相談ください。

おたずね／総務課 生活・消費相談センター ☎21-6682

小型特殊自動車は軽自動車税(種別割)が課税されます

道路を走行しない小型特殊自動車についても軽自動車税(種別割)が課税されます。

下表に該当する車両をお持ちの方(個人・法人)は道路の走行有無に関わらず、市に申告をして、標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。

区 分	小型特殊自動車(農耕作業用)	小型特殊自動車(その他のもの)
大 き さ	制限なし	長さ4.7m以下・幅1.7m以下・高さ2.8m以下
総排気量	制限なし	制限なし
最高速度	35km/h未満	15km/h以下
種 類	・農耕トラクタ ・農業用薬剤散布車 ・刈取脱穀作業車(コンバイン) ・乗用田植機 	・ショベルローダ(ミニバックホウ含む) ・ロードローラ ・フォークリフト ・ホイールキャリア など 
年 税 額	2,400円	5,900円

※「農耕作業用」は、最高速度が35km/h以上の場合は、大型特殊自動車となります。

※「その他のもの」は、大きさ(長さ・幅・高さ)、最高速度の要件を1つでも超える場合は、大型特殊自動車となります。

申告受付場所 市民税課 または 各行政センター市民サービス課

申告手続に必要なもの

- ・軽自動車税(種別割) 申告書(受付窓口にあります)
- ・車名(メーカー名)、型式、車台番号(農耕作業用は製造番号)等がわかるもの
- ・販売証明書または譲渡証明書(申告書に記載欄があります)

軽自動車税(種別割)は4月1日時点の車両の所有者に1年分の税金が課税されます。4月2日以降に廃車等の手続をされた場合でも、月割で税金が還付されることはありません。

おたずね／市民税課 ☎21-6703